

橋本市新型コロナウイルス対策本部会議（第5回）

決定事項

新型コロナウイルスをめぐる政府の専門家会議が3月19日夜に対策の徹底を求める提言をまとめたことを受け、翌日の20日夕方、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」が開かれ、今後の対応についての方針が示されたことから、本日、第5回目となる「橋本市新型コロナウイルス対策本部会議」において本市の今後の対策等について次の通り決定する。

ただし、市内等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、速やかに本部会議を招集し、状況に応じた対応方針や対応策を検討する。

なお、この会議において決定した事項で、市民の皆様に対し、ご理解やご協力が必要な事項については、速やかにホームページ等でわかりやすく公表するものとする。

(前提条件)

対応方針等の前提として、クラスター発生のリスクを下げるため、以下の「クラスターの発生のリスクを下げるための3つの原則」及び「再開にあたっての留意点」に留意しながら対応をすすめること。

(以下「**3つの原則と留意点**」と表記)

【クラスターの発生のリスクを下げるための3つの原則】

1. 換気を励行する(2方向の窓を同時に開ける等)
2. 人の密度を下げる

(会場の広さを確保しお互いの距離を1~2m程度あける等)

3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける

(やむを得ず近距離での会話が必要な場合のマスク着用等)

【再開にあたっての留意点】

- ・咳エチケット・手洗いなど感染予防策の周知・徹底
- ・参加者が共通に触れる器具、設備等の消毒の徹底
- ・アルコール消毒液の配置
- ・スタッフの健康管理の徹底
- ・発熱等の症状がある人に参加・来場を控えるよう要請
- ・相互接触(握手、肩を組む等)を回避
- ・参加者を予め把握(参加者(入館者)を特定できるか検討する)

(対応方針等)

1. イベントや会議について

第3回対策本部会議において決定した方針のうち、3月末日までとしていた、「橋本市及び橋本市教育委員会主催のイベントや、不特定多数の方が参加される会議等は、延期できるものは延期し、延期できないものは原則として中止とする」と「地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請に努めるものとする」については、4月7日までとする。

なお、4月8日からの市主催のイベントや会議等は、開催方法などを工夫するなど「**3つの原則と留意点**」を励行しながら開催する。ただし、対策が困難なイベントや会議については、中止若しくは延期することとする。

また、市主催のイベントや会議等の再開判断については、各部において基本的に判断し、必要に応じ、危機管理室と協議する。加えて、4月8日からの民間主催のイベント等についても、開催する場合は、「**3つの原則と留意点**」を励行して行うよう促していく。

2. 公共施設等の利用について

公共施設（建物）については、一部を除き通常どおり開館することとしているが、第3回対策本部会議において決定した方針のうち、3月末日までとしていた新規利用受付中止措置については、4月7日までとする。

なお、4月8日以降については、通常どおりの開館とするが、「**3つの原則と留意点**」を励行しながら開館（開放）するものとする。ただし、これが励行できない場合は、当分の間、開館（開放）を一部又は全部について見合わせることにする。また、各施設の対応策については、各部において基本的に判断し、必要に応じ、危機管理室と協議する。

3. 市内小中学校の臨時休業について

市内小中学校の臨時休業は3月24日までとし、3月25日から通常の春季休業とする。

また、4月8日から新学期も予定どおり開始し、また、4月9日の小中学校入学式については予定どおり開催するが、ともに「**3つの原則と留意点**」を励行すること。なお、今週にも公表される「学校再開ガイドライン」に基づき引き続き感染防止対策を講じつつ再開することとする。

4. 予防啓発について

引き続き、感染の防止に向けた予防啓発を積極的に行うものとする。なお、本庁舎、保健福祉センターで行っている、感染防止に向けた対面での啓発活動については、3月末日をもって一旦終了する。

5. 職場での対応について

引き続き、次の点に留意するとともに、いわゆる BCP の対応についても職場内で事前にシミュレーションしておくこと。

- ・ 職務上の海外渡航は、中止又は延期する。
- ・ 職員及び来庁者への感染予防対策を行う。
- ・ 窓口対応から電話、メール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をする。

6. 新型コロナウイルス対策本部について

今後、市内または近隣市で感染者が確認された場合は、速やかに本部会議を招集し、対応方針や対応策について検討を行い、市民の皆様に対し情報を公表するとともに、必要な要請等を行うものとする。